

★補助対象経費の具体例★

子ども食堂推進事業費補助金の対象経費の具体例は以下のとおりです。
 なお、2026年4月1日以降に支出した経費が補助の対象となります。

- 子ども食堂開設費（対象：新たに子ども食堂を開設される方） 及び
 子ども食堂物品等更新費（対象：開設から5年以上、子ども食堂を運営している方）

	対象となるもの	対象とならないもの
改修費	手すり設置費、スロープ設置費、水回り工事費、トイレ工事費、内装工事費 等	<ul style="list-style-type: none"> • 食材費（飲食物費用） • 改修や物品購入以外の費用 （ 保険料、人件費、送料、 ） 振込手数料 等
物品等購入費	調理用具、食器、PR用のぼり、冷蔵庫、炊飯器、家具、電子レンジ、トースター 等	

- 学習推進事業費（対象：新たに子ども食堂を開設される方、既に子ども食堂を運営している方）

	対象となるもの	対象とならないもの
本類	ドリル類、参考書、図鑑、絵本、紙芝居、児童書、学習漫画、アニメ漫画 等	<ul style="list-style-type: none"> • 飲食物費用 （ 駄菓子、食材 等） • 生き物の購入費用 （ 金魚、昆虫 等） • チケット等の購入費用 （ コンサート、テーマパーク等 子ども食堂外での体験活動） • 物品購入以外の費用 （ 謝金、旅費、送料、 振込手数料 等）
知育玩具類	積み木、パズル、ボードゲーム、学習教材キット、学習ソフト 等	
文化・芸術（工作）用品	毛糸、ビーズ、色画用紙、折り紙、紙粘土、絵具、色鉛筆、楽器類 等	
季節行事・イベント用品	鯉のぼり、七夕の笹、クリスマスツリー、餅つきの臼・杵、マジック用品、人形劇用品 等	
スポーツ用品 伝承遊び	ボール、フリスビー、なわとび、一輪車、竹馬、シャボン玉、コマ、けん玉、ヨーヨー、eスポーツ用品 等	
その他必要となるもの （子どもが直接使用するもの）	はさみ、糊、鉛筆、シャープペン、ボールペン、消しゴム、用紙、ノート、定規、コンパス、ホワイトボード、マーカー、マーカー消し 等（子どもの人数相応分可）	